

国分寺市制施行60年記念事業 重層的支援体制整備事業シンポジウム
—国分寺市が目指す地域共生社会—

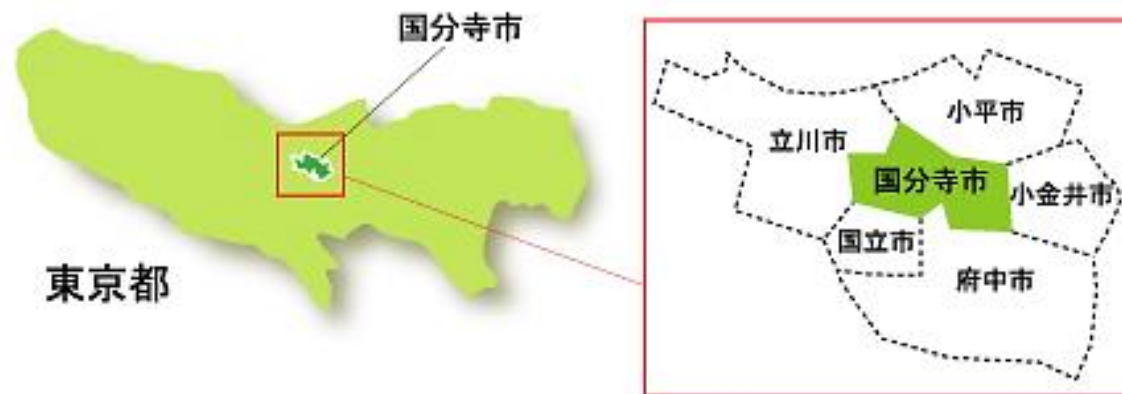
国分寺市における 重層的支援体制整備事業について

令和7年2月20日(木)

国分寺市健康部地域共生推進課

重層的支援体制整備担当係長 渡部 納

「魅力あふれ ひとがつながる 文化都市国分寺」



国分寺市は東京都の中心(重心)、いわゆる「東京のへそ」に位置しています。

■ 面 積	11.46平方キロメートル
■ 人 口	129,583人(令和6年12月1日現在)
■ 高齢化率	22.1% (全国平均29.3% 令和6年9月15日現在)
出所:総務省統計局 人口推計	
■ 日常生活圏域	二圏域(東部地域・西部地域)
■ 小学校区	10校区
■ 中学校区	5校区

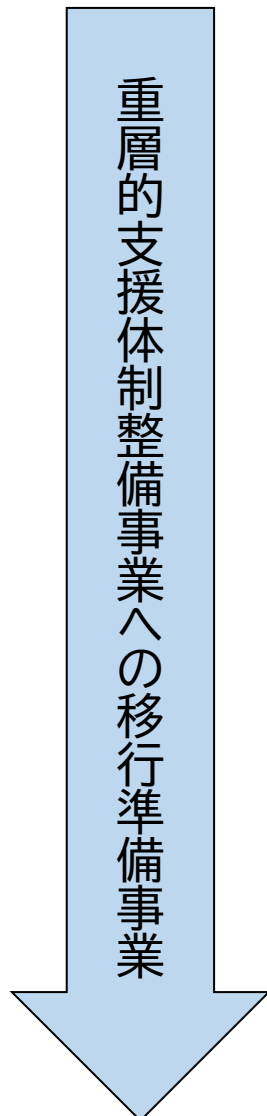
国分寺市の主な相談支援機関

分野	拠点	箇所数
高齢	地域包括支援センター	6か所
障害	障害者基幹相談支援センター	1か所
子ども	子ども家庭支援センター	1か所
	子育て世代包括支援センター	1か所
困窮	自立生活サポートセンター	1か所
総合相談	福祉センター 福祉の総合相談窓口(第二庁舎1階) (地域福祉コーディネーター)	2か所

国分寺市における地域共生社会の実現に向けた取組

時期	内容
H27.9	「国分寺市地域福祉計画(平成27年度～平成36年度)」、「国分寺市地域福祉計画実施計画(前期)(平成27年度～平成29年度)」を策定
H27.11	地域福祉の担い手の方々の情報交換及び情報共有の場として「 国分寺市地域福祉推進協議会 」を設置
H30.3	「国分寺市地域福祉計画実施計画(中期)(平成30年度～平成32年度)」を策定
H30.4	機構改革により「福祉保健部地域福祉課」を名称変更し「健康部地域共生推進課」を設置
H30.8	健康部、福祉部及び子ども家庭部(令和4年度から教育部を追加)の相談支援業務について、総合調整、情報共有及び連携強化を図るため「 国分寺市相談支援総合調整会議 」を設置
H31.4	福祉ニーズの多様化、複雑化へ対応するため、「 地域福祉コーディネーター 」を配置し 「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(モデル事業)」を実施 ※国分寺市社会福祉協議会に委託
R3.3	「国分寺市地域福祉計画実施計画(後期)(令和3年度～令和6年度)」を策定 ※国分寺市成年後見制度利用促進基本計画・国分寺市自殺対策計画・国分寺市再犯防止推進計画の3計画も一体的に策定
R3.4	重層的支援体制整備事業(移行準備事業)を実施
R3.12	「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」を制定
R5.1	「 福祉の総合相談窓口 」を設置
R5.4	重層的支援体制整備事業を本格実施
R6.3	「 第2次国分寺市地域福祉計画 (令和6年度～令和11年度)」を策定

重層的支援体制整備事業の構築に向けた動き



時期	内容
R3. 4月	情報収集
5月～	庁内関係部署との打合せ
6月～	相談支援総合調整会議での検討
7～8月	都内実施(予定)自治体調査
7月～	地域福祉推進委員会(※)での審議 ※地域福祉計画の評価等を行う庁内の会議体
7～9月	関係機関等ヒアリング ・権利擁護センターこくぶんじ運営委員会 ・地域福祉推進協議会 ・地域ケア会議 ・障害者地域自立支援協議会 ・要保護児童対策地域協議会 ・生活困窮者自立相談支援事業連絡会
10月～R4. 3月	事業スキーム、方向性の検討 → 既存事業の活用
4月～	実施計画案作成 講演会 交付金説明会(庁内)
12月	実施計画決定
R5. 1～3月	関係団体等へ周知

福祉・教育分野以外に

- ・政策経営課
- ・防災安全課
- ・協働コミュニティ課
- ・人権平和課
- ・まちづくり計画課
- ・環境対策課

R5.4月 重層的支援体制整備事業開始

重層的支援体制整備事業と「国分寺市の既存事業の関係」(令和6年度時点)

既存事業を活用するに当たり、社会福祉法第106条の4第2項第1号から第6号までを整理し、担当所管課と共有を図る。

		機能	国で示す既存制度の対象事業等	担当課	国分寺市での既存事業名
第1号	イ	相談支援	地域包括支援センターの運営	高齢福祉課	包括的支援事業
	ロ		障害者相談支援事業	障害福祉課	障害者基幹相談支援センター事業
	ハ		利用者支援事業	子育て相談室	子育て応援パートナー事業
				子育て相談室	子育て世代包括支援センター事業
				保育幼稚園課	保育コンシェルジュ事業
				子育て相談室	出産・子育て応援事業
ニ	自立相談支援事業	生活福祉課	生活困窮者自立相談支援事業		
第2号		参加支援	新社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	地域共生推進課	重層的支援体制整備事業
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	地域介護予防活動支援事業	高齢福祉課	地域介護予防活動支援事業
	ロ		生活支援体制整備事業	高齢福祉課	生活支援体制整備事業
	ハ		地域活動支援センター事業	障害福祉課	地域活動支援センター事業
	ニ		地域子育て支援拠点事業	子育て相談室	親子ひろば事業
			新生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域共生推進課	重層的支援体制整備事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新訪問等により継続的に繋がり続ける機能		
第5号		多機関協働事業	新世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能		
第6号		支援プランの作成	新※多機関協働事業と一体的に実施		

重層的支援体制整備事業

第2次国分寺市地域福祉計画の作成



概要版

第2次国分寺市地域福祉計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度



令和6(2024)年3月
国分寺市

○平成29年3月に策定した市の最上位計画である国分寺市総合ビジョンとの整合を図るとともに、重層的支援体制整備事業実施計画、高齢・障害・子ども・健康の各分野の計画及びその他の関連する計画との調和を図り、福祉・保健分野との連携により計画を策定

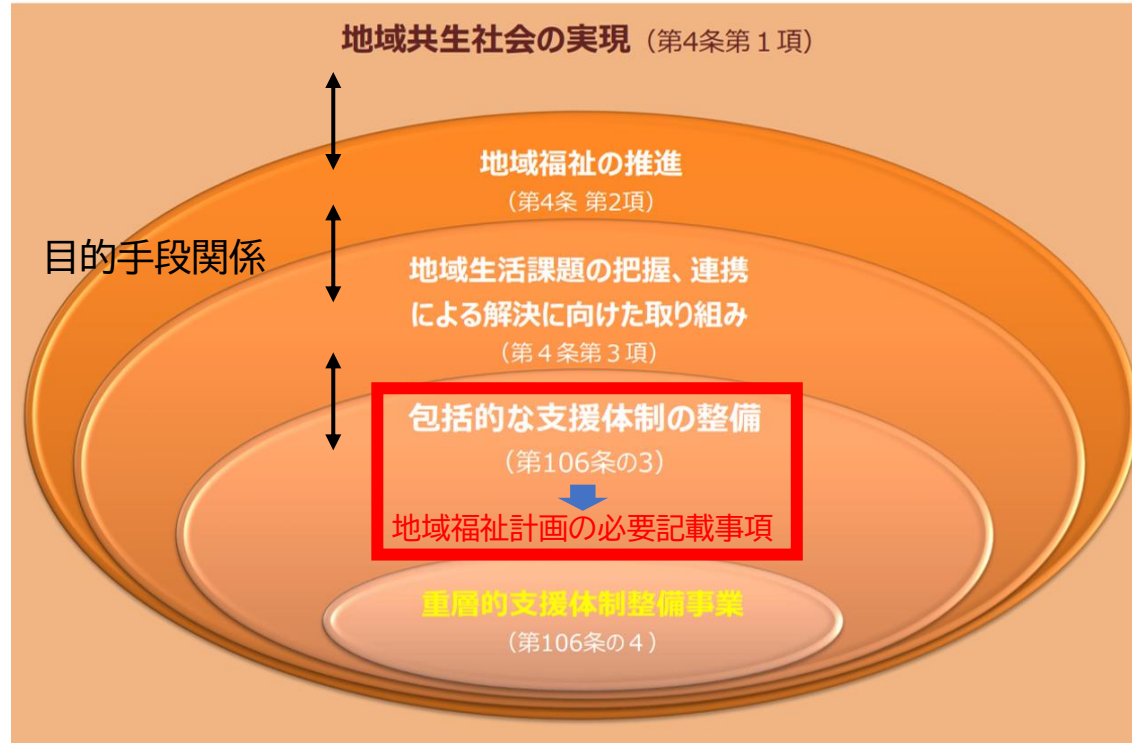
○地域における高齢者・障害者・子どもの福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載

○関連施策のより一層の連携を推進する観点から、地域福祉計画と関わりの深い「国分寺市重層的支援体制整備事業実施計画」、「国分寺市成年後見制度利用促進基本計画」、「国分寺市自殺対策計画」、「国分寺市再犯防止推進計画」を包含して策定

○社会福祉法第109条により国分寺市社会福祉協議会が策定し、地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画である、地域福祉活動計画と連携

**「だれもが 共に認め 地域で支え合い
自分らしく健やかに暮らせるまち」**

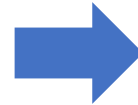
重層的支援体制整備事業と「地域福祉計画」



出所: 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について(全般)
「厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域共生社会推進室」に加筆

「包括的な支援体制の整備」の位置付けを確認

重層的支援体制整備事業実施計画、高齢・障害・子ども・健康の各分野の計画及びその他の関連する計画との調和を図り、福祉・保健分野との連携により計画を策定。また、地域における高齢者・障害者・子どもの福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載。



【第2次国分寺市地域福祉計画の位置付け】

第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定)における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

権利擁護支援の
地域連携ネットワーク

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

【権利擁護支援】

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害から回復し支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、**地域社会へ参加し**、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制の整備における本人を中心とした支援・活動の共通基盤。

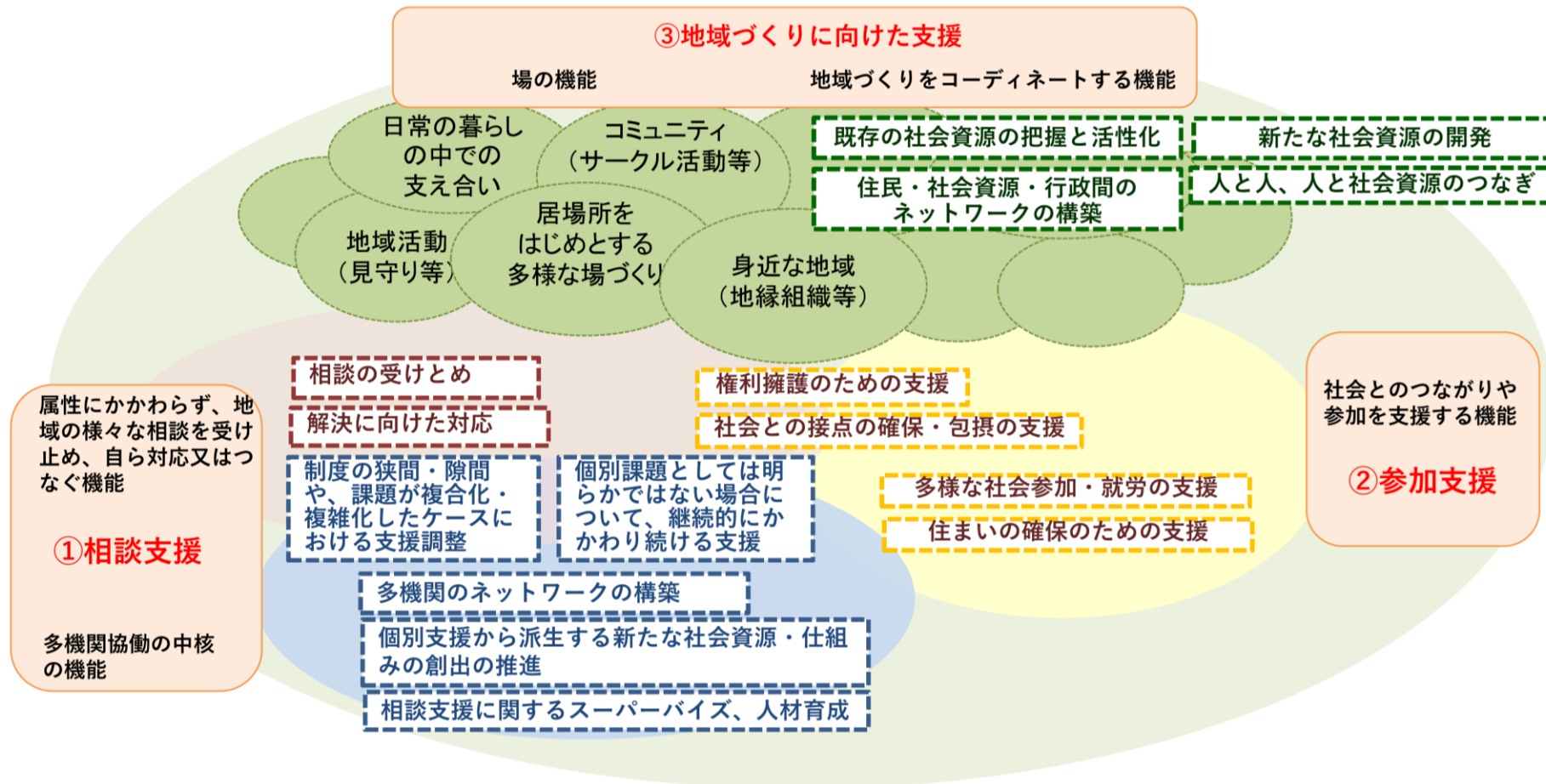
【成年後見制度利用促進】

利用支援の取り組みは、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。

○成年後見制度利用促進法 第1条(目的)

この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を**社会全体で支え合うこと**が、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、**共生社会の実現に資すること**及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備



○市町村が、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、支援を一体的に実施する事業を創設。
(重層的支援体制整備事業 令和3年4月開始)

○理念としては、(1) アウトリーチを含む早期の支援、(2) 本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、(3) 本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、(4) 信頼関係を基盤とした継続的な支援、(5) 地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

重層的支援体制整備事業と「相談支援総合調整会議」

総合調整会議

現場状況の把握と全体調整・支援

4部の相談支援業務を担当する部署が「一組織」として構成
4部一体となって総合的な相談支援業務を実施

- 【構成】 4部の部長職、相談支援業務を所掌する課長職、担当者会議の委員（係長職）
- 【開催】 必要に応じて
- 【所掌】 相談支援業務の総合調整、体制整備、情報共有及び連携強化

状況把握
支援

報告

担当者会議

日常業務における連携体制

- 【構成】 4部の相談支援業務を担当する係長職
- 【開催】 定例的に開催
- 【所掌】 情報共有・連絡調整、課題の共有
個別事例の支援及び進行管理
地域の相談支援に関する体制の整備

緊急会議

即時的、迅速な調整

- 【構成】 4部の部長職
および調整に必要な職員
- 【開催】 対応困難な事例発生時
- 【招集】 健康部長

報告

【ポイント】

- ① 係長職から現場の状況を吸い上げて調整する
ボトムアップの組織構成
- ② 事務局である地域共生推進課を中心とした
4部の連携協力体制を推進
- ③ 4部の連携協力体制による
総合的な相談支援体制の整備

【設置背景】

従来より市民から総合的な相談窓口の体制整備が求められている。複合的な課題や世帯単位への対応が増加している。

【位置づけ】

地域福祉計画（現行）の重点テーマ『福祉の総合的な相談窓口の体制整備』

→ **ハード面ではなく機能面で整備。いわば包括的相談支援。**

【設置目的】

健康部・福祉部・子ども家庭部・教育部の福祉に関する相談支援業務の総合的な調整福祉に関する相談窓口の総合的な運営

複雑化・複合化した地域生活課題について検討

8050問題 ひきこもり ケアラー（ヤングケアラー、ダブルケア） ごみ屋敷 など

「**制度の狭間**」の課題に対して、現在の支援体制では不十分

重層的支援体制整備事業実施へ向けて検討

支援会議の設置

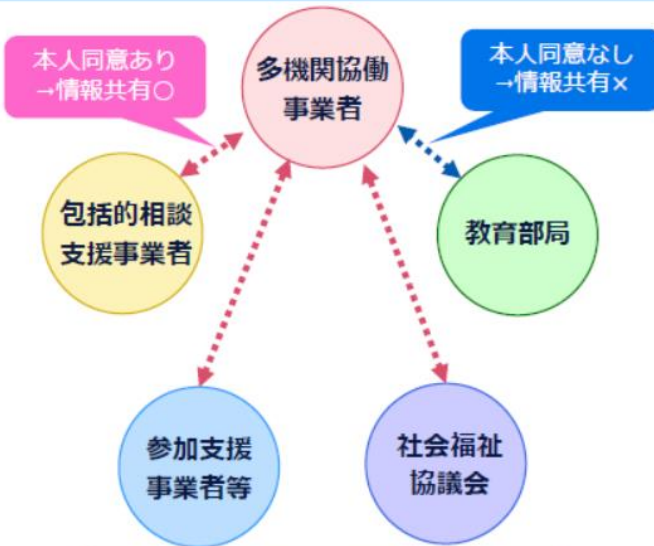
- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。

現行制度における課題

○ 支援における情報共有は本人同意が原則

- ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案等の中には、世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案がある。

例

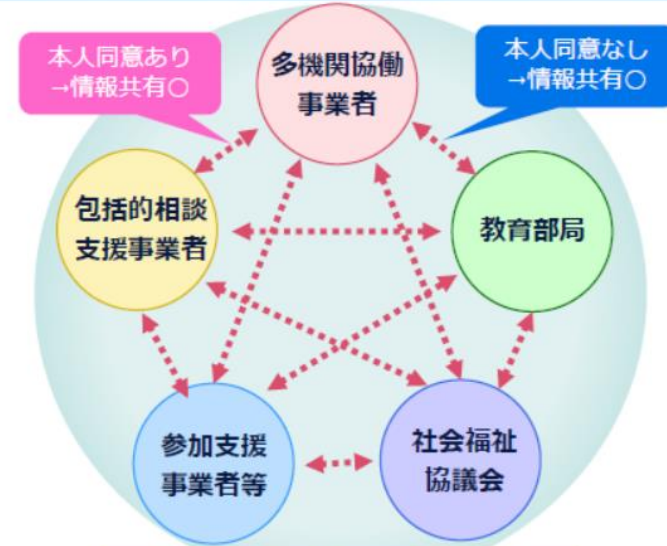


各法における守秘義務

支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- 守秘義務の設定
 - ・ 本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。

例

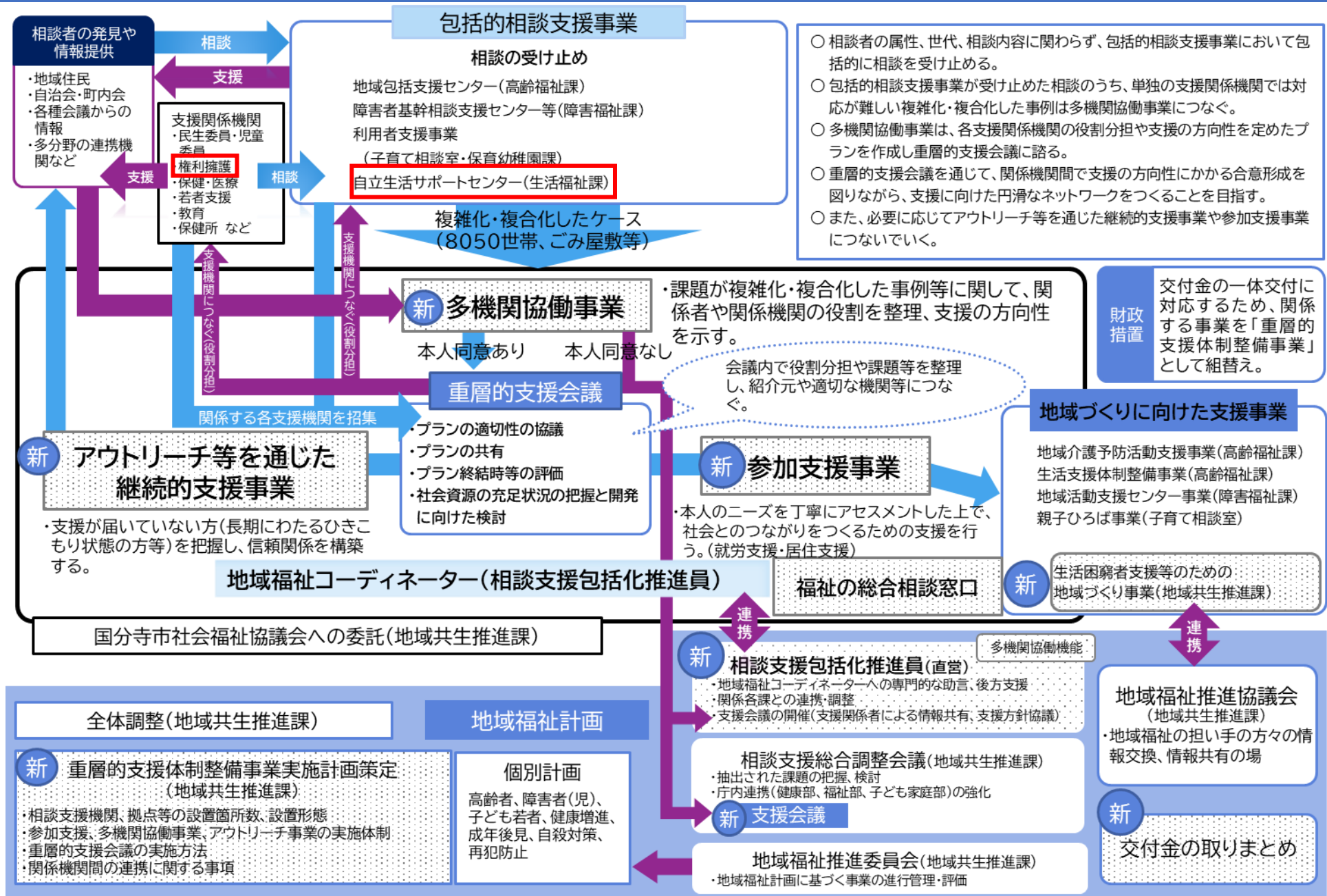


支援会議における守秘義務

支援会議の効果と課題

	効果	課題
情報共有	社会福祉法の改正により本人同意なしで個人情報の共有ができ、早期発見予防的支援につながっている。	情報提供者が資料を用意する必要があり、手間がかかる。
役割分担	相談支援に係る事業の委託元、委託先が同時に参加することで役割を明確化(委託先の安心感)できる。また、多機関協働事業が入ることで押し付け合いを軽減できる。	制度の狭間にある支援について、支援関係機関間でうまく調整する必要がある。
支援の方向性	高齢や障害などのサービスは、本人主体のものなので、世帯支援の視点を発揮しにくい。多機関協働事業が入ることで、方向性が定めやすくなる。	支援会議開催後のモニタリング期間や終結のタイミング。

国分寺市における重層的支援体制整備事業実施イメージ



◆ポイント

○既存事業を活用

有効活用できないか、一つひとつ確認を行った。相談支援総合調整会議の活用は、新たな会議体の立ち上げを行わずに済んだ。

○地域福祉計画と一体的に

重層的支援体制整備事業の位置付けや目指すべき方向性を明確にできる。

○社会福祉協議会と連携

委託事業(重層的支援体制整備事業、権利擁護事業、生活困窮者自立支援事業)の有機的な連携が可能。

○相談支援包括化推進員を直営でも配置

重層的支援体制整備事業において多く発生する庁内外の調整事項を円滑化。

◆課題

○重層的支援体制整備事業のメリットが伝わりにくい

既存事業を活用して行うことを前提としているため、何が変わるのか、業務量だけが増えるのではないかという意見が多くある。

→「**制度の狭間の問題**」に向き合う体制整備があることを対外的に示すことができるのは大きなメリットと考えている。

○実施計画策定や交付金のとりまとめ

地域福祉計画との調整や予算編成に影響があるため事務量が多くなる。

→**丁寧な庁内調整を行う**ことで事業規模を確立し、人員配置を実現する。

○制度の周知

支援関係機関が多岐にわたり、理解しにくい。

→「**庁内⇒支援関係機関⇒その家族・親族**」の順で徐々に理解を広げていくイメージを考えている。